



## 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

すべての高齢者が、自分らしく  
それぞれの生きがいをもち、  
住み慣れた地域でいつまでも健やかに  
安心して暮らせる  
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」  
の実現

**地域包括ケアシステムの構築**  
健やかで、安心して  
暮らし続けられる  
船橋を目指して

全国的に核家族化が進んでいく中で、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみ世帯も増加していくと予想されています。このことから今後は、日常生活の支援が必要な高齢者を、住み慣れた地域で支えていくことが重要とされています。

市では、介護・予防・医療・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。市民の皆さんが安心して暮らせるまちにしていきたいです。

**地域包括ケアシステムの構築を目指します**

高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成27年を初年度とする3か年計画「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(いきいき安心プラン)」を策定しました。

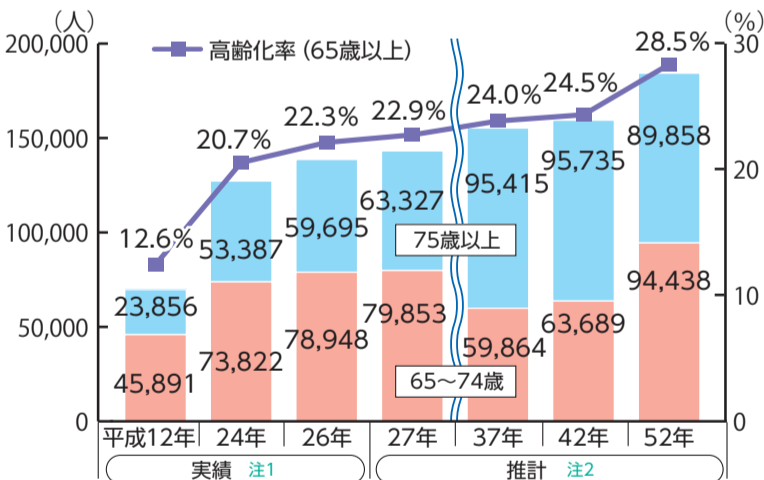
27~29年度

## 「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」

# いきいき安心プランを策定

問合せ 介護保険課 ☎436・3306

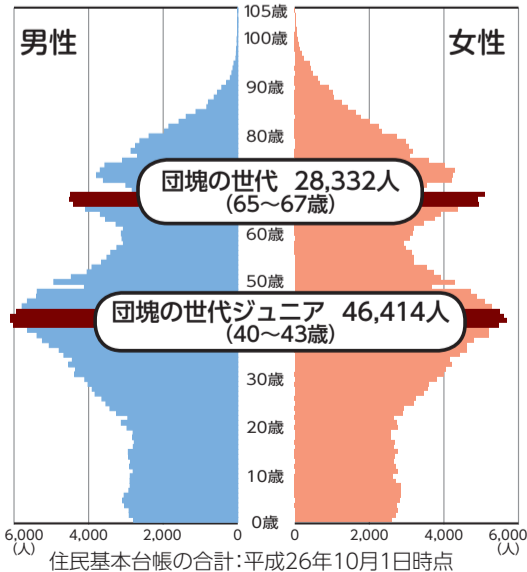
■高齢者人口と高齢化率の推計(図1)



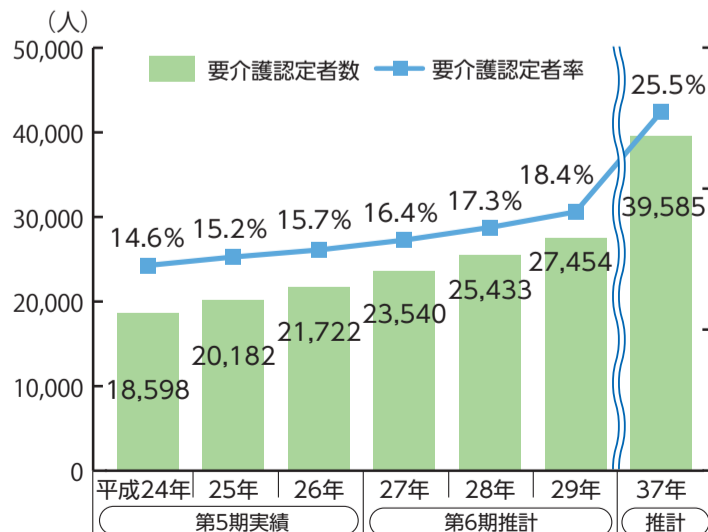
注1 各年10月1日時点の実績値

注2 推計値は、平成24年~26年10月1日時点の実績値を使用し推計

■市の人口ピラミッド(図2)



■市内の要介護認定者数の推移(図3)



### 増える要介護認定者

要介護認定者数は、26年度の2万1722人から29年度には2万7454人にまで増加し、第1号被保険者数(65歳以上の方)に対する要介護認定者率は、同

約18万4千人になると、さらなる増加が予測されます(図1・2)。

### 高齢化率22.3パーセント

市は人口62万人を擁する都市へと発展しましたが、26年度現在の高齢化率は、22.3パーセントで全国平均25.1パーセント(25年度を下回っているもの)の、65歳以上の高齢者は13万8643人となっています。また、10年後の37年度には、高齢化率が24パーセントに達する見込みとなり、さらに団塊の世代ジュニアが65歳以上となる52年には約18万4千人になると、さらなる増加が予測されます(図1・2)。

期間に15.7パーセントから18.4パーセントにまで上昇する見込みです。要介護認定者率が上昇するのは75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

高齢化に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域や社会全体で支えるしくみづくりが早急に必要となってきます(図3)。



計画書が  
閲覧できます

市役所11階行政資料室、高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、各公民館・図書館・地域包括支援センターのほか、市ホームページでも見ることができます。  
問 介護保険課 ☎436-3306

# 地域包括ケアシステムの実現に向けて

3つの視点と5つの基本方針で推進します

高齢者保健福祉・介護ビジョンの達成を目指し、3つの基本的な視点と5つの基本方針(左図)を定め、事項を重点項目(左図)として定め、地域包括ケアシステムの構築の実現のため、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

★印は国が示す地域包括ケアシステム構築のための重点取り組み事項

## 在宅医療の推進

「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」の活動を中心に、在宅医療・介護関係者の連携や情報の共有等を推進します。  
また、27年10月開設予定の在宅医療支援拠点では、在宅医療・介護関係者に対して、資源情報提供や活動の支援を行うとともに、患者やその家族に在宅医療に関する情報提供等の相談業務を行います。

## 看護職の確保

潜在看護師を対象とした復職支援事業や看護学生に修学資金の貸付事業を行うほか、訪問看護ステーションなどの事業所に賃金等を補助し、看護職の確保を推進します。

## 生活支援サービスの提供

日常生活のちょっとした手助けをしてほしい高齢者への援助、ひとり暮らしや商店が近くにない買い物困難者への宅配の情報提供など、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護保険サービスを補完する多様な生活支援サービスを提供します。

## 地域での支え合い体制の確立

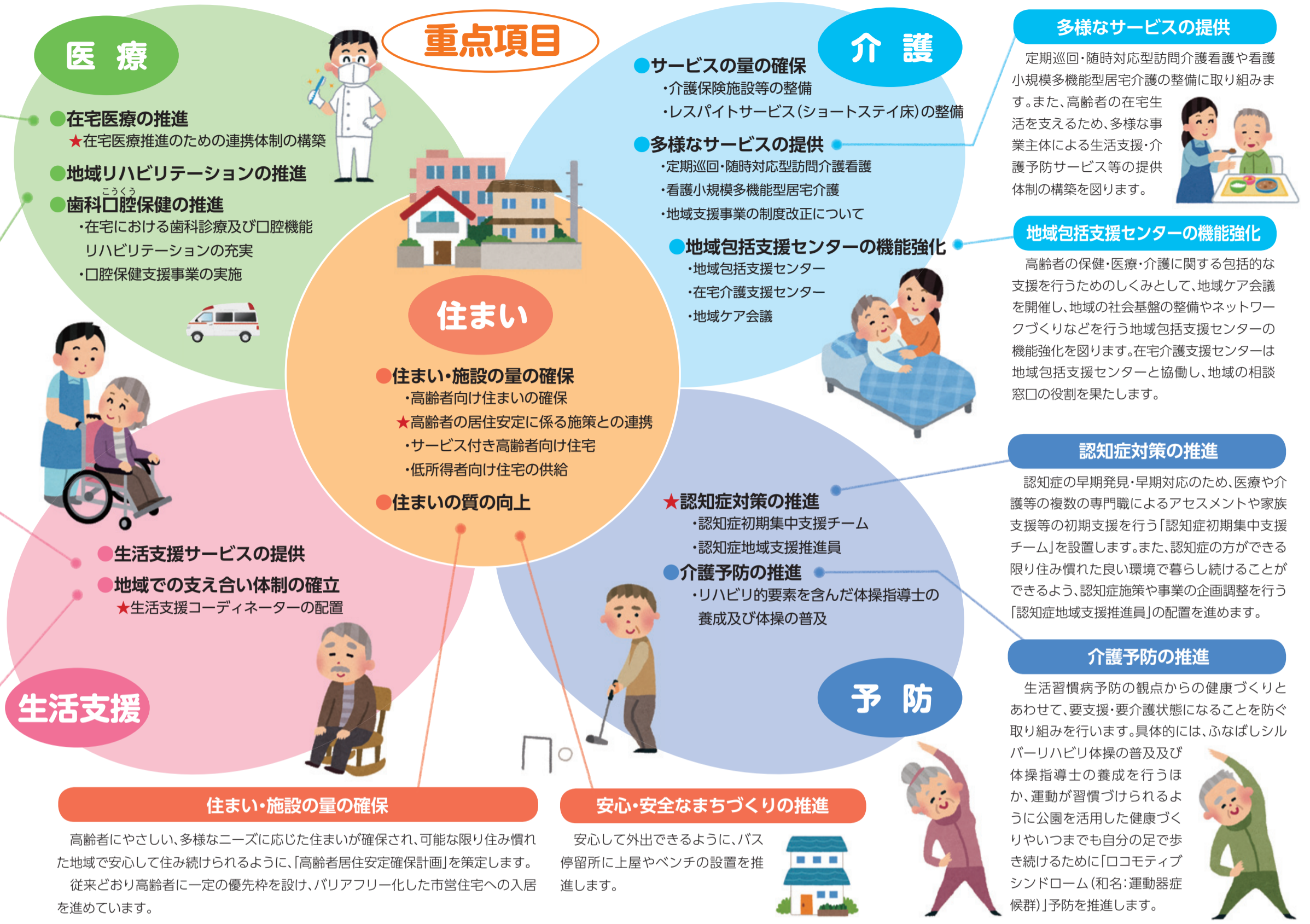
「生活支援コーディネーター」を配置し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などから生活支援などの相談を受けます。また、地域の福祉サービスや助け合い活動など、生活支援等サービス体制の整備に向けた取り組みを推進し、地域での支え合い体制などのしくみづくりを行っていきます。

## 高齢者の総合相談窓口

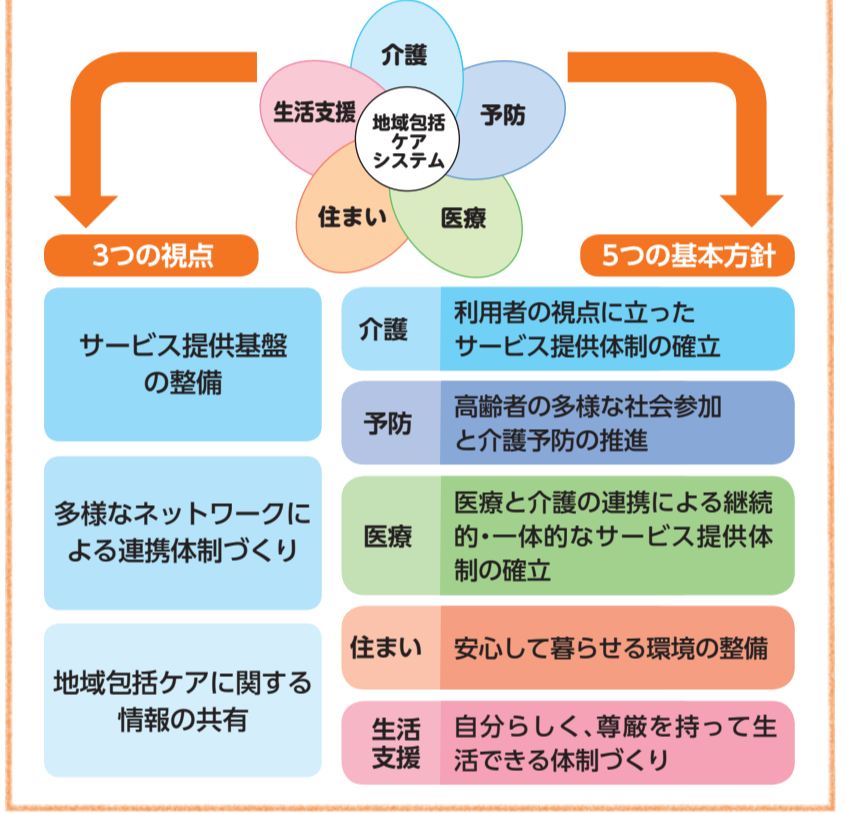
○印=地域包括支援センター、印なし=在宅介護支援センター

圏域	センター名称	電話番号	圏域	センター名称	電話番号
中部	○中部	423-2551	南部	○南部	436-2883
	○新高根・芝山・高根台	404-7061		宮本	420-7011
	夏見	460-1203		湊町 ※	420-1128
	高根・金杉 ※	406-8765		本町	422-9800
	高根台	774-0412	海神	410-1230	
東部	○東部	490-4171	北部	○北部	440-7935
	○三山・田喜野井	403-5155		○豊富・坪井	457-3331
	前原	403-3201		二和	448-7115
	二宮・飯山満 ※	461-9993		三咲	404-7333
	薬円台	496-2355	八木が谷	448-6300	
	習志野台	462-0002	松が丘 ※	461-3465	
西部	○西部	047-302-2628	大穴	456-7899	
	○法典	430-4140		坪井	469-1100
	葛飾	410-0072			
	中山	047-302-3212			
	塚田 ※	430-7722			

※27年4月より名称を地区名に変更しました(開設場所や電話番号は変更ありません)



## 地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して



## 介護報酬が改定されました

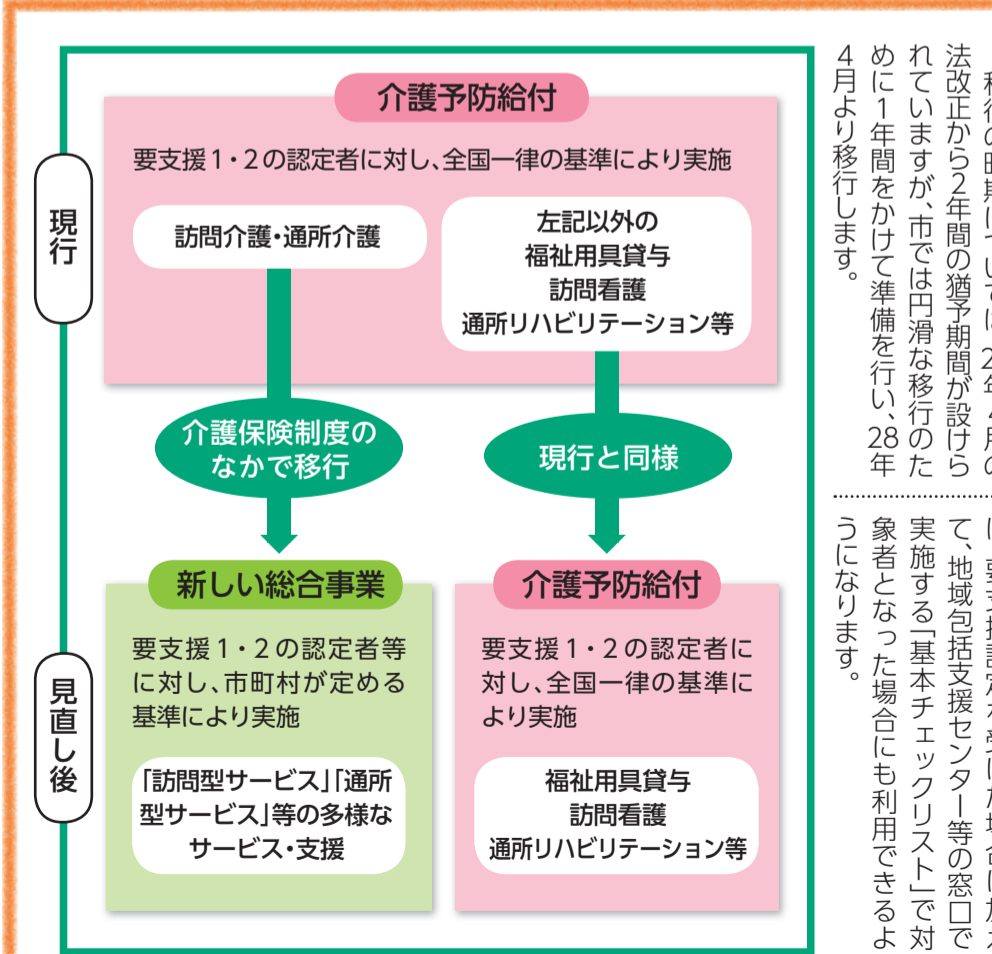
27年4月利用分から、介護サービスの利用料が見直されます。実際の費用は、各事業所のサービス提供体制や利用者の身体状況などにより異なりますので、ご利用の介護事業所にお問い合わせください。

介護報酬とは、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいいます。このうちの一部を利用者が負担し、残りが介護給付費として介護保険(市)から支払われます。

○印=地域包括支援センター、印なし=在宅介護支援センター

圏域	センター名称	電話番号	圏域	センター名称	電話番号
中部	○中部	423-2551	南部	○南部	436-2883
	○新高根・芝山・高根台	404-7061		宮本	420-7011
	夏見	460-1203		湊町 ※	420-1128
	高根・金杉 ※	406-8765		本町	422-9800
	高根台	774-0412	海神	410-1230	
東部	○東部	490-4171	北部	○北部	440-7935
	○三山・田喜野井	403-5155		○豊富・坪井	457-3331
	前原	403-3201		二和	448-7115
	二宮・飯山満 ※	461-9993		三咲	404-7333
	薬円台	496-2355	八木が谷	448-6300	
	習志野台	462-0002	松が丘 ※	461-3465	
西部	○西部	047-302-2628	大穴	456-7899	
	○法典	430-4140		坪井	469-1100
	葛飾	410-0072			
	中山	047-302-3212			
	塚田 ※	430-7722			

※27年4月より名称を地区名に変更しました(開設場所や電話番号は変更ありません)



27年4月開始

●特別養護老人ホーム等の居住費の負担限度額の見直し

●介護保険制度の改正

27年8月開始

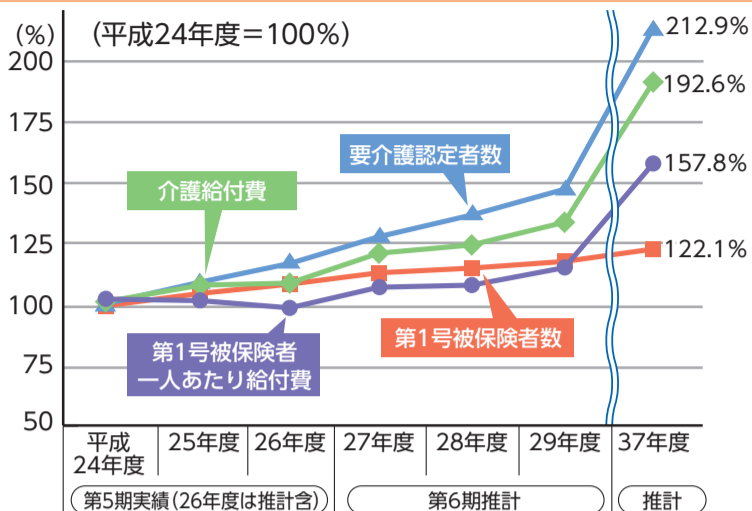
●一定以上所得者の利用者負担の見直し

●高額医療費合算介護予防サービス費の見直し

区分	70歳未満の人がいる世帯	
	26年8月~27年7月	27年8月~
901万円超	176万円	212万円
600万円超~901万円以下	135万円	141万円
210万円超~600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
市民税非課税世帯	34万円	34万円

# 船橋市の介護保険の現状と見通し

## 市の主要指標の動向



24年度を100パーセントとした場合に29年度の第1号被保険者数の伸びに比べ、要介護認定者数の伸びが大きくなっています。また、介護給付費の伸びを見ると、要介護認定者数の変化曲線と極めて似た動向を示しており、今後、第1号被保険者数や要介護認定者数とともに介護給付費も増加を続けることが予測されます。

## 介護施設の整備

	26年度 整備済予定数	整備計画数 (27~29年度)	合計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,969	240	2,209
介護老人保健施設	1,315	400	1,715
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	791	72	863
特定施設入居者生活介護 (混合型)	946	100	1,046
合計	5,021	812	5,833

高齢者それぞれの状態に応じた多様なサービスに対応するため介護施設の整備を進めます。

市では、多数の特別養護老人ホーム入所待機者が存在していることから、重度の要介護者や入所の必要性が高い高齢者が施設入所できるよう整備を進めます。

また、在宅復帰の機能を果たせるよう介護老人保健施設や認知症支援としてグループホーム、多様な住まいの提供として特定施設入居者生活介護なども、整備していきます。

## 介護保険事業費と介護保険料

27~29年度の介護保険の給付費は**1,067億円**

第1号被保険者の負担する保険料額は**264億円**

介護保険料基準額は**4,960円**になります

	給付費などの 総額	負担割合	第1号被保険者の 保険料負担額
介護保険の給付費	106,660,557	×24.8%	26,451,818
地域支援事業	5,127,567	×22%	1,128,065
地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費のうち第1号被保険者の負担分 (調整交付金が5%に満たない分)	2,177,074	×2.8%	60,958
市町村特別給付費 (全額が第1号被保険者の負担)	13,022	×100%	13,022
第1号被保険者の負担額 (介護保険事業財政調整基金取崩前)		小計	27,653,863
市の介護保険事業財政調整基金取崩額			▲1,241,700
第1号被保険者の負担額 (介護保険事業財政調整基金取崩後)		合計	26,412,163

27~29年度の3年間で、介護保険の給付費は約1,067億円と見込まれます。このうち、国、県、市及び40歳以上65歳未満の人の介護保険料が負担する部分を除いた約265億円が65歳以上の人の介護保険料の負担になります。この他に、65歳以上の人の負担分として地域支援事業費のうち約12億円、市が独自に行う市町村特別給付(認知症訪問支援サービス)をあわせて、介護保険料として合計約276億円の歳入が必要となります。

このうち、市の基金を取り崩して約12億円分を充てることにより、介護保険料の負担を約264億円にとどめました。

### ●負担割合の差など見直しました

保険料段階は、制度改正により、27年度から第1段階と第2段階を統合します。また、特例区分がなくなり、全16段階となります。さらに、基準額が上昇する中、段階間の負担割合の差を0.2以内となるよう設定し、段階間の負担割合の差を是正しています。

その結果、27~29年度の3年間の介護保険料基準額はひと月あたり4,960円(年59,520円)となり、24~26年度のひと月あたり4,190円から770円の上昇となります(右表参照)。

所得段階	合計所得金額	負担割合	保険料額	
			月額保険料	年間保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	2,232円	26,784円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.60	2,976円	35,712円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70	3,472円	41,664円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	4,216円	50,592円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	4,960円	59,520円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	5,456円	65,472円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	5,704円	68,448円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	6,448円	77,376円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	7,440円	89,280円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	8,432円	101,184円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	8,928円	107,136円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90	9,424円	113,088円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.00	9,920円	119,040円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.10	10,416円	124,992円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30	11,408円	136,896円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50	12,400円	148,800円

- 合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- 生活保護等を受けている人……生活保護受給者の他、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による生活支援給付を受給している人を含みます。
- 老齢福祉年金……明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

### 介護保険料についてよくあるご質問

#### 3年ごとの改定のたびに介護保険料が変動するのはなぜですか？

→介護保険料は、第1号被保険者の負担割合の上昇、高齢者人口の増加、介護報酬の改定、消費税の増額、地域区分の変更、利用者負担の増加、認定者数増加に伴うサービス利用者数の増加などにより変動します。

#### 失業などで納付が困難な場合に減免申請はできますか？

→27年中の収入が前年中の収入より著しく減少すると見込まれるなど特別な事情のある人、または世帯全員が市民税非課税で収入と資産が一定基準以下の人について、減免制度があります。

今年度の皆さんの介護保険料額は  
6月にお知らせします

介護保険料はその年の市民税の課税状況と前年の合計所得金額によって決まります。「27年度介護保険料額決定通知書」は、市民税確定後の6月中旬に発送します。 ☎介護保険課 ☎436-2303